

平成23年度 就学援助制度について(お知らせ)

吉賀町では、お子さまの就学に際し経済的理由で困難を感じておられる保護者の方に、学用品費や給食費などの費用を援助する制度があります。この制度は保護者の申請により、所得状況等を勘案し、民生委員の意見を聞いて教育委員会が認定します。

援助の概要は次のとおりですが、詳しくお知りになりたい方は、学校または教育委員会の就学援助担当者へお問い合わせください。

1. 援助を受けられる方

前年度または当該年度において次のいずれかに該当する方

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ア. 生活保護を受けておられる方 | イ. 生活保護が停止になった方 |
| ウ. 町民税が非課税の方 | エ. 町民税が減免された方 |
| オ. 個人事業税が減免された方 | カ. 固定資産税が減免された方 |
| キ. 国民年金の掛金が減免された方 | ク. 児童扶養手当を受けておられる方 |
| ケ. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方 | |
| コ. 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けておられる方 | |
| サ. その他特別の事情のある方（職業不安定、病気、災害等） | |

2. 援助内容 おおむね次の区分により予算の範囲内で支給します。

区 分	備 考	【参考】平成22年度年額 (円)
学用品費		④10,000 ⑤19,500
通学用品費	1年生を除く学年	2,000
新入学学用品費	1年生のみ	④17,900 ⑤20,600
校外活動費	宿泊のないもの	上限 ④1,400 ⑤2,000
修学旅行費		上限 ④20,000 ⑤50,300
給食費		全給食費（現物支給）
通学費	バス通学のみ 小学生片道4km以上 中学生片道6km以上	定期券、回数券等
医療費 (要保護者のみ)	学校病に限る	

※ 生活保護（教育扶助）を受けておられる方は修学旅行費及び医療費のみが援助の対象となります。

※ 学校病医療費・・・学校病とは、トラコーマ、結膜炎、白癬、膿痂疹、疥癬、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯又は寄生虫病を言います。

3. 申請方法

援助を希望される方は、『認定申請書』に必要事項を記入し、所得課税証明書等、**課税状況のわかる書類を添付**して、上の学年（中学3年生を除く）の児童生徒が現在在籍している学校へ提出してください。小学校入学前の方は入学を予定している小学校へ提出してください。申請書用紙は学校、教育委員会にあります。認定にあたっては、担当の民生児童委員が家庭の状況をお聞きする場合がありますのでご了承ください。

4. 認定通知

援助額、支給方法等あわせて4月上旬にお知らせします。

申請書提出期限 平成 年 月 日 ()

(年度途中で認定を希望される場合も随時受け付けていますので、学級担任にお申し出ください。)

お問い合わせ先

- 各学校の就学援助担当者
- 吉賀町教育委員会 就学援助担当者 電話 77-1285